

## 繊維産業における自主行動計画及び フォローアップ調査について

自主行動計画制定日:平成 29 年 3 月 1 日

自主行動計画改訂日:平成 30 年 7 月 24 日

自主行動計画改訂日:平成 31 年 4 月 26 日

第 3 回フォローアップ調査実施日:

令和元年 10 月 7 日～11 月 8 日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

# 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に

## 向けた自主行動計画改訂（第3版）

制定 平成29年3月1日

改訂 平成30年7月24日

平成31年4月26日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

繊維業界は経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、取引の適正化に努めてきた。日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「両団体」という。）は、これまでの当該ガイドラインに基づく取引適正化の取組みを一層進めるべく、自主行動計画を策定する。

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売といった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各事業者がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められる。

また、OECDにおいても、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」を策定・公表されたこと等、これら「責任あるサプライチェーン」に係る国際的潮流を踏まえ、取引を行う事業者は自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について、十分な確認と考慮をすべき社会的責任が求められる。

さらに、働き方改革関連法が施行されたことにより、特に人手不足が深刻化している中小・零細企業にとって、「魅力ある職場づくり」による「人材の確保」そして「業績の向上」「利益増」に繋がっていくための環境の整備が求められている。

このような考えの下、両団体は経済産業大臣の掲げる政策「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）に関する運用基準、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）

に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画は、取引を行う事業者双方の「適正取引」、「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性の向上等に関する今後の取組みを表明するものである。

両団体は、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、この自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、確実な実行を担保することで繊維業界の適正取引が浸透するよう取組みを進める。

## I. 適正取引の推進に関する取組み

### 1. 合理的な価格決定のための取組み

- 消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。しかしながら、各事業者間の取引においては、歩引きや理由なき返品、受領拒否等の非合理的取引により、負担が偏っている場合がある。そのため、下請振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準やガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に適正な利益配分並びに非合理的取引を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定する。
- 発注者は、発注工賃をはじめとする取引条件について、受注者に付加価値に応じて適正に利益が配分され、従業員（外国人技能実習生を含む）の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保することができる水準となるよう十分考慮した上で、受注者と適正な発注工賃等の取引条件について協議を行った上で、適正に価格を決定する。

また、発注者は、受注者からエネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加による取引条件の見直しの要請があった場合、上記と同様に、受注者の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性の確保を十分に考慮し、受注者と十分に協議を行った上、適正に価格を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、「責任あるサプライチェーン」に係る国際的な潮流を踏まえつつ、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・両団体は、合理的な価格決定のための取組みを進めるため、繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「SCM推進協議会」という。）が定めるTAプロジェクト取引ガイドライン（以下、「TAガイドライン」という。）について、必要な改定と関係各社向け説明会を開催する。改定内容は、更なる取引適正化を進めるため、取引要件かサービス業務なのかの区分を明確にすること、引取義務の徹底、サンプル作成にかかわる費用負担、発注者の都合により発生する業務上の費用等に関する事項についてである。
- ・SCM推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業（以下、「会員企業」とする）は自らの取引先と協議し取引適正化を行う。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。
- ・受注者から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、取引価格等の見直しを検討する。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、受注者と十分協議を行う。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行うに際して、文書や記録を残さずに口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを受注者に丸投げするような要請、発注継続の前提を示唆した要請は、下請振興法に基づく振興基準において親事業者が留意すべき事項とされており、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請を行わないことを徹底する。
- ・発注者は原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映させる。また、受注者の貢献がある場合は、その貢献度も踏まえて取引価格を決定することとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映することは行わないことを徹底する。
- ・縫製については、事業者間において、工賃の適正化による持続可能な取引を進めていくため、必要な作業工程・時間に基づき目安となる工賃の算出手段として「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」(ACCTシステム)等を活用するなど、適正な工賃の協議を行った上で決定する。

## 2. コスト負担の適正化のための取組み

- 繊維産業では、季節ごとに新たな商品展開が行われるため、受注者に対する厳しい納期が求められ、指定納期に指定場所へ納品するため、完成品を受注者が保管するという倉庫機能を負わされるケースがある。また、気候の変化等に応じた追加発注等に対する生地在庫の確保等による倉庫管理等の負担も生じている。これらのコスト負担は、一方的に受注者が負担するべきものではなく、川上から川下までの繊維産業のサプライチェーンを構成する各社が相応に負担すべき管理コストであることから、コスト負担の適正化・改善に取り組んでいく。発注者（特に大企業）は、自身の働き方改革による受注者へのしわ寄せ等の影響がないよう、受注者の働き方改革を阻害し、不利益となる取引や要請は行わないよう努める。

### (実施事項)

以下の点を遵守し、取引企業間での管理コスト負担の適正化・改善に取り組む。

- ・ S C M推進協議会は、管理コスト負担の適正化・改善を進めるため、T Aガイドラインの必要な改定を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・ 両団体の会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、T Aガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する事業者間で協議を行った上で取り決める。
- ・ 取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
- ・ 完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、受注者に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。
- ・ 自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。
- ・ 発注者は、自らの取引に起因して受注者が労使協定を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金未払いなど、労働基準関係法令に違反することがないよう十分配慮する。また、やむを得ず短納期又は追加の発注、追加の仕様変更などを行なう場合には、発注者が適正なコストを負担する。

### 3. 支払条件の改善のための取組み

- 繊維業界においては、手形での発注代金の支払いサイトは下請代金法に基づく下請代金の支払手段に関する通達において90日以内とされている。また、原則として、代金支払いは現金支払いが望ましいとされていることから、現金支払いの増加を目指すとともに、手形決済の場合の支払いサイトは可能な限り短縮化を図り、60日以内となるよう努めていく。
- 大企業は率先して、大企業間取引における手形払いの現金化などの支払い条件の見直しを進める。

#### (実施事項)

以下の点を念頭に、代金の支払方法の改善を進める。

- ・代金支払いをできる限り現金払いとすべく改善に努める。
- ・支払方法については、手形により代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担を勘案して、取引先と十分協議を行った上で決定する。
- ・手形サイトは、60日を目標として短縮化に努める。

## II. 付加価値向上等に向けた取組み

### 1. 生産性向上のための取組み

- 繊維業界のサプライチェーンを構成する紡績、製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売の各会員企業は、各工程における課題をサプライチェーン全体の課題として把握し、生産性向上に取り組む。

#### (実施事項)

以下の点を念頭に、生産性向上のための取組みを進める。

- ・会員企業はそれぞれの工程における稼働率向上のための取組み、及び取引における生産計画などに関する情報の共有化に取り組む。
- ・発注者は事業者間における、生産性向上に関する課題解決に向けて、受注者企業への訪問や面談などの密なコミュニケーションに努める。
- ・会員企業は、サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、各企業において適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価（プロパー価格等）の信頼性の維持・向上に努める。

- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、事業継承が円滑に遂行されるよう、事業継続に向けて、発注者は受注者と対話した上で経営改善の支援、後継者の育成、引継ぎ先のマッチング支援等積極的な対応を行う。
- ・サプライチェーン全体を通じて、天災等の緊急事態への事前対応として、発注者は受注者と連携して、BCP（事業継続計画）の策定、BCM（事業継続管理）の実施に努め、また、事後対策として、発注者は受注者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。
- ・両団体は、各取組みをベストプラクティスとして可能な範囲で会員企業に共有を図る。

## 2. 人材育成・教育の推進

- 繊維業界においては、企画・販売をはじめとして、女性の活躍が不可欠である。最終消費者のニーズを踏まえた業界全体の活性化のためにも、企画・販売に加え経営層・管理者層或いはマーチャンダイザーなどの職においても女性が活躍できるよう、環境整備や意識改革を進めていく。また、技術及び経験を持った高齢者の雇用の拡充等を積極的に検討していく。
- 会員企業においては、サプライチェーン全体への適正取引の推進のため、下請代金法の運用基準や下請振興法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、業務ルール等の見直しを行うとともに、社内への周知徹底を図る。

### (実施事項)

- ・女性及び高齢者が活躍する環境整備や意識改革を進めるため、会員企業は自主点検を行い、その結果を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備・見直しを行う。
- ・会員企業は、適正取引に関する勉強会等を実施する。

## III. 普及啓発活動の推進

- 繊維業界のサプライチェーン全体への適正取引の推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知に努める。両団体の会員外の団体・企業への周知も不可欠であることから、両団体及び会員企業は経済産業省の協力を得ながら会員企業の取引先への周知等も通じ、非会員企業を含め自主行動計画の取組み内容について普及を図るよう努める。

- 発注者は、自社製品の発注に関し、受注者が更に他の企業に発注する場合（当該他の企業が更に他の企業に発注する場合も含む）、当該受注者に対し、発注者の立場として本取組を確実に実施するよう求めるとともに、自社製品に係る当該受注者に至るまでのサプライチェーンにおいて、本取組が適切に行われていることを確認し、保証を求める。

#### （実施事項）

- ・ 両団体は、自主行動計画に掲げる各項目をサプライチェーン全体に浸透させるため、SCM推進協議会が行う全国各地でのTAガイドライン等に関する説明会を通じて、自主行動計画の取組内容の周知を行い、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。
- ・ 両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業は、独占禁止法、下請代金法等の法令及び繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、勉強会等を開催するなど取引先を含めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 会員外の団体・企業に対しては、改正された下請代金法及び下請振興法の振興基準などの経済産業省による周知と連携しながら、自主行動計画の普及に努めていく。
- ・ 直接・間接を含め発注者に係る団体（以下「発注側団体」という。）は、加盟企業及び関係事業者等に対し、「責任あるサプライチェーン」の考え方を含め、発注者の社会的責任等について講習会、説明会等を実施する。
- ・ 発注側団体は、会員企業からの定期的な報告により、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や法令遵守状況等をモニタリングし、必要に応じ会員企業に適切な指導や支援を行う。

#### IV. 自主行動計画のフォローアップ

- 適正取引の推進には、両団体の会員各社における個々の取引に定着させることが重要である。そのため、両団体は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の進捗状況について、定期的にフォローアップすることにより把握を行う。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、各社の取引慣行の改善を進める。



(実施事項)

- ・取引慣行の改善を進めるために、両団体に加盟する団体は、団体の実態に即した形で会長等が直轄する「取引適正化推進委員会」（仮称）を設置する。
- ・取組み内容に関し、両団体の会員に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況についてのフォローアップ調査を行う。
- ・検証結果をもとに、必要に応じ自主行動計画の見直しを行う。

以 上

(別紙)

## 改訂の経緯

### ■平成30年7月24日改訂

繊維産業において、外国人技能実習について法令違反の事例が多数発生しており、業種別では最多となっている。これは、法令違反を犯した個々の事業者の法令遵守の問題のみならず、繊維業界全体の信頼に関わる、極めて由々しい事態である。この問題には、法令違反を犯す企業の法令遵守意識の欠落はもとより、技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる発注工賃となっていること、更には、発注者が製品の自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、取引条件等の実態について把握できていないことが背景にある。また、適正でない状態で製造された製品を消費者に提供している場合には、発注者に直接の法令違反がないとしても、企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）が果たされていない状況が生じている。

こうした事態の適正化に向けて、日本繊維産業連盟は、繊維産業技能実習事業協議会を経済産業省との共同事務局として運営し、同協議会は、技能実習の適正な実施などに向けて繊維業界として講ずべき取組等について協議を行い、平成30年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定した。この取組においては、自主行動計画における「適正取引」への取組みの更なる改善に資する内容を含んでおり、これを反映させるため改訂を行うものである。また、本改訂に当たっては、業種別の取引実態を踏まえて、取引適正化の観点から関係者で協議を行い、TAガイドラインの中に縫製業及び染色加工業に関する内容を盛り込むこととした。

### ■平成31年4月26日改訂

中小企業庁による「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や、政府として下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（通称「下請Gメン」）による下請中小企業ヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」、下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」の望ましくない取引慣行の是正や、「働き方改革」、「事業継承」や「天災等」への対応などを踏まえた所要の改正が行なわれたため、これらを反映させるために改訂を行なうものである。

## 第 3 回フォローアップ調査報告書

今回の自主行動計画フォローアップ調査は、2017年3月に策定、公表した「繊維産業の適正取引の推進と生産性向上・付加価値向上に向けた自主行動計画」(2018年7月、2019年4月改訂)に基づき、2017年10月の第1回、2018年9月の第2回目に続き、第3回目として2019年10月から11月にかけて実施した。実施については日本繊維産業連盟ならびに繊維産業流通構造改革推進協議会の会員団体を通じて、各団体傘下の企業にアンケートを送付し実施・回収したものである。以下に調査概要ならびに回答結果を記す。(前回までとの比較は可能な限り行ったが、設問によっては割愛している。)

## I. 調査概要

\* 回収数の減少率が配布数の減少率を上回ったため回収率は上昇した。

	配布数	回収数	回収率
2019年	1,941	678	34.9
2018年	3,182	887	27.9
2017年	3,700	590	15.9

・配布数は受理された分のみ。Eメール配信を含む。

・回収されたアンケートの回答は、各設問項目に記載のないもの、複数回答可の設問もあるため、各設問における回答数と回答企業数は一致しない。

## II. 基礎情報

### 1. 回答業種の構成

(設問1)

業種区分については、日本標準産業分類とは異なり、繊維産業全般を包含するために下記区分に基づいて実施している。

\* 構成比に大きな変化はない。「織物」「卸・問屋・商社」の比率が高い。

業種	構成比	業種	構成比
製糸、紡績、化学繊維等製造	4.6	副資材製造	0.3
撚糸等準備	6.8	その他繊維製品製造	8.7
織物	25.6	卸・問屋・商社	16.8
ニット	3.7	アパレル	11.2
染色整理	5.5	小売り	1.8
縫製	13.3	その他	1.8

### 2. 取引上の地位について

(設問2)

\* 昨年との対比では大きな変化はない。

	発注側	受注側	受注・発注の両方
2019年	13.7	39.3	47.0
2018年	11.6	42.1	46.3
2017年	3.9	50.4	45.7

3. 受注者側の場合の取引上の地位の割合について

(設問 3)

\* 2次・3次下請けが増加傾向にある。

	1次下請	2次下請	3次下請	4次下請より川上
2019年	67.6	23.3	7.5	1.6
2018年	74.2	18.6	6.0	1.1
2017年	77.6	16.5	4.3	1.5

4. 資本金について

(設問 4)

\* 1千万以下が減少傾向にある。

	千万円以下	千万円超 5千万円以下	5千万円超 3億円以下	3億円超 10億円以下	10億円超 100億円以下	100億円超
2019年	29.7	38.0	19.2	3.0	6.7	3.4
2018年	33.8	54.1		12.1		
2017年	42.7	48.5		8.9		

5. 従業員数について

(設問 5)

\* 20人以下の企業が4割を占める。300人以下の企業では9割近い。

	5人以下	5人超 20人以下	20人超 50人以下	50人超 100人以下	100人超 300人以下	300人超 1000人以下	1000人超 1万人以下	1万人超
2019年	14.3	26.7	19.8	13.1	13.1	7.5	4.4	0.9
2018年	20.5	66.4			13.0			
2017年	28.9	63.1			8.0			

6. 売上高について

新設(設問 6)

\* 売上規模10億円以下の企業が6割近い。

	1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 100億円以下	100億円超 1000億円以下	1000億円超
2019年	22.7	36.4	22.9	12.2	5.8

### Ⅲ. 各設問結果について

#### 1. 概要

- (1)「自主行動計画」の浸透度合いについて (設問 7)  
各部門に対して必要な内容を周知し、浸透・徹底している割合の比率が全ての部門において昨年より増加している。特に「設計開発部門」「納品検収部門」における浸透度合いが本年度は著しい。
- (2)「外国人技能実習」に対する適正な取り組みの周知、浸透度合いについて (設問 8)  
全ての部門において、昨年より「実施・実施中」の比率が大幅に増加している。  
2018 年の実施済・実施中は平均 5 割程度であったが、2019 年には 7 割程度に上昇している。
- (3)「歩引き」取引の廃止について取引先との協議について (設問 9、10)  
「受注側」の立場での「未実施」の割合は減少しつつあるが、依然として 3 割の企業が協議できていない。また、廃止が徹底できない理由で「取引先から『歩引き』されているため、『歩引き』をせざるを得ない」が 4 割を占める。
- (4)契約書などの書面化の徹底度合いについて (設問 11)  
徐々に発注側・受注側とも「契約の書面化」は進んでいるものの、受注側の 2 割弱が徹底できていない。
- (5)引取期日を過ぎた在庫保管コストについて協議することの徹底について (設問 15)  
「未実施」の企業の割合は、発注側では 1 割弱であるが、受注側の「未実施」企業の割合は 2 割強が協議できていない。
- (6)労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請に対する協議の徹底について (設問 17)  
取引対価の見直し要請があった場合、発注者側、受注者とも概ね協議を進めている。  
ただし、「発注側」の立場での「未実施」の割合が 4.5%に対して、「受注側」での「未実施」の割合は 16.1%の企業が協議できていない。
- (7)直接の取引先を通じてその先の取引先への適正取引の働きかけの実施について (設問 26)  
7 割の企業が実施または実施中であるが、3 割の未実施企業の引き続きの改善が望まれる。
- (8)下請代金の手形での支払い(受取り)の割合 (設問 31)  
発注側では 6 割強、受注側では 4 割強が現金決済である。現金決済の割合は徐々に増加しつつある。
- (9)下請代金を手形で支払う(受取る)場合のサイトについて (設問 34)  
発注側、受注側とも「90 日以内」が多い。120 日を超える長期手形は減少している。  
総じてサイトの短縮化が進んでいる。
- (10)働き方改革の影響について (設問 40)  
「特に影響はない」が発注側では 7 割であるが、受注側では 4 割程度。  
「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加」が発注側では 2 割であるのに対し、受注側では 4 割である。

## 2. 調査結果

以下に設問 7～設問 43 の詳細を記す。

### 設問 7. 関係法令や指針・自主行動計画の内容についての周知徹底度合いについて

\* 全ての部門において、昨年より「実施・実施中」の比率が増加している。「未実施」が昨年比半減した。

	実施済・実施中			未実施		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年	2018 年	2019 年
役員・経営責任者	82.8	84.8	87.6	17.2	15.2	12.4
総務・法務部門	77.2	79.5	91.8	22.8	20.5	8.2
調達部門	72.8	76.7	92.3	27.2	23.3	7.7
経理部門	77.2	79.5	89.8	22.8	20.5	10.2
営業部門	76.1	77.1	90.2	23.9	22.9	9.8
設計・開発部門	69.2	69.4	85.7	30.8	30.6	14.3
納品検収部門	72.4	73.2	88.1	27.6	26.8	11.9
平均	75.6	77.4	89.4	24.4	22.6	10.6

「該当部門なし」は除外して計算

### 設問 8. 「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」について、各部門の役職員に対して、周知し、浸透・徹底されているか。

\* 全ての部門において、昨年より「実施済・実施中」の比率が増加している。

	実施済・実施中			未実施		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年	2018 年	2019 年
役員・経営責任者	—	61.6	66.8	—	38.4	33.2
総務・法務部門	—	57.0	76.2	—	43.0	23.8
調達部門	—	50.5	71.4	—	49.5	28.6
経理部門	—	50.2	69.0	—	49.8	31.0
営業部門	—	49.6	71.0	—	50.4	29.0
設計・開発部門	—	46.3	62.2	—	53.7	37.8
納品検収部門	—	48.3	68.7	—	51.7	31.3
平均	—	52.1	69.4	—	47.9	30.6

設問 9. 「歩引き」取引の廃止についての、取引先との協議について

\*発注側・受注側ともに、「実施・実施中」の比率が増加している。発注側での主な「未実施」の理由としては、「取引先から『歩引き』されているため、『歩引き』をせざるを得ない」などの取引先の要請方法の改善が進んでいないのが原因の割合が高率で推移している。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	80.9	83.7	88.5	19.1	16.3	11.5
受注側の立場	67.1	70.7	71.6	32.9	29.3	28.4

設問 10. 設問 9 において発注側の立場で「歩引き」廃止が実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年
社内の合意が難しい	10.5	15.5	10.7
具体的手法が分からない	20.5	22.6	25.2
取引先の改善が進んでいない	49.1	42.3	40.3
その他	19.9	19.7	23.9
合計	100.0	100.0	100.0

その他項目例： ・コストダウンの要請が強いため

- ・メーカーに公取に対して申告することを提案しているが、取引停止のリスクを危惧している。
- ・相手先の意向、「歩引き」ありで取引の申し入れがあったため。(多数)
- ・業界内の商習慣に合わせている (複数)
- ・最初から「歩引き」をしていない (多数)
- ・双方に利益性を考えて協議の上決定

設問 11. 契約書の書面化の徹底度合いについて

\* 発注側・受注側とも「契約の書面化」は進んでいるが、受注者側の 17.1%が未だ実施していない。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	—	86.1	87.8	—	13.9	12.2
受注側の立場	74.2	76.8	82.9	25.8	23.2	17.1



設問 12. 設問 11 において発注側の立場で「書面化」の徹底が実施中・未実施の主な理由

	2017 年	2018 年	2019 年
社内の合意が難しい	3.9	10.7	6.6
具体的手法が分からない	25.3	25.3	34.4
取引先の協議方法の改善が進んでいない	46.6	40.4	39.1
その他	24.2	23.6	19.9
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例:
- ・契約書を交わしたくないとする顧客あり
  - ・契約ロットが小さくて書面化できない
  - ・問題なく取引をしているので必要なし
  - ・加工工程が複雑な為、あらかじめ価格等を決定しづらい
  - ・商品内容が細かくて、書面までの内容を作る時間が大変
  - ・契約書面化の慣例がないため周囲の環境から正していかないと無理

設問 13. 仕入価格の低減要請の方法について、自主行動計画に記載された望ましくない事例を行わないことの徹底について

\* 発注側・受注側とも実施比率は上昇。発注側の未実施の理由として「取引先の協議方法の改善が進んでいない」の比率が高い。

	実施済・実施中			未実施		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年	2018 年	2019 年
発注側の立場	91.6	90.2	92.0	8.4	9.8	8.0
受注側の立場	75.6	81.3	83.1	24.4	18.7	16.9

設問 14. 設問 13 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017 年	2018 年	2019 年
社内の合意が難しい	7.6	10.7	6.1
具体的手法が分からない	25.0	31.0	40.0
取引先の協議方法の改善が進んでいない	59.1	40.6	42.6
その他	8.3	17.6	11.3
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例:
- ・委託加工のため
  - ・前例がないため
  - ・基本的に原価低減要請をしない
  - ・原価低減方法ではなく、漠然とした値切りをされるため

設問 15. 引取期日を過ぎた在庫保管コストについて協議することの徹底について

\* 発注者側の方が受注側より協議をすすめている率が高い。発注者側の「未実施」の理由では「取引先のルールやマニュアルの改善が進んでいない」のが半数近い。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	89.0	89.3	91.6	11.0	10.7	8.4
受注側の立場	73.2	77.8	79.6	26.8	22.2	20.4

設問 16. 設問 15 において発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年
社内の合意が難しい	7.0	12.0	11.5
具体的手法が分からない	24.8	30.1	28.5
取引先のルールやマニュアルの改善が進んでいない	54.3	41.0	46.9
その他	14.0	16.9	13.1
合計	100.0	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・商習慣による一部取引にあったため、現在、協議中  
 ・できるだけ外注に負担がかからない様になっているため  
 ・自主コントロールしているため

設問 17. 労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請に対する協議の徹底について

\* 発注側・受注側とも「実施・実施中」の比率は高い。「未実施」の比率が受注側でも減少している。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	91.2	92.9	95.5	8.8	7.1	4.5
受注側の立場	72.5	80.6	83.9	27.5	19.4	16.1

設問 18. 設問 17 において発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年
社内の合意が難しい	11.7	22.3	15.2
金融機関からの資金調達が困難	6.3	12.2	6.5
取引先の支払い条件の改善が進んでいない	65.8	51.8	67.4
その他	16.2	13.7	10.9
合計	100.0	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・一方的に言ってくるから  
 ・要請がない

設問 19. 下請代金の支払いについて、現金払い・手形の現金化にかかる割引料等のコスト負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定について

\* 発注者側は、9割近くが実施済、実施中である。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	-	88.3	88.5	-	11.7	11.5
受注側の立場	77.9	77.4	75.9	22.1	22.6	24.1

設問 20. 設問 19 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年
社内の合意が難しい	13.5	14.8	20.2
金融機関からの資金調達が困難	15.9	17.2	11.8
取引先の支払い条件の改善が進んでいない	54.8	49.7	48.7
その他	15.9	18.3	19.3
合計	100.0	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・取引先が数千社に渡るため、段階的に実施  
 ・まずは、手形支払期日の短縮化を図っている

設問 21. サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価の信頼性の維持・向上に努めているか

\*発注側は概ね務めている。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	88.8	90.8	93.3	11.2	9.2	7.1

設問 22. 設問 21 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017 年	2018 年	2019 年
社内の合意が難しい	5.0	8.7	7.1
取引先との合意が難しい	79.8	83.7	81.1
その他	15.1	7.6	11.8
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例:
- ・サプライチェーン全体の適正な原価率および利益の把握が困難
  - ・グローバル(の取引)では兎に角「適正」とか「上げる」などは禁句
  - ・適正な原価率、利益を確保できていないため
  - ・原価率や売れ行きに大きく左右されるため
  - ・小売価格の決定権がない。もしくは弱いため
  - ・そもそも資本主義経済のため

設問 23. 女性が活躍できるよう環境整備や意識改革や、技術や経験をもった高齢者の雇用の拡充に勤めているか

\* 発注側、受注側とも 9 割弱が実施している。未実施の理由では「社内の合意が難しい」が半数以上である。

	実施済・実施中			未実施		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年	2018 年	2019 年
発注側の立場	88.5	89.6	92.3	11.5	10.4	7.7
受注側の立場	81.0	87.3	84.0	19.0	12.7	16.0

設問 24. 設問 23 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017 年	2018 年	2019 年
社内の合意が難しい	49.5	59.6	56.1
その他	50.5	40.4	43.9
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例:
- ・進めているが適任者が不在
  - ・そういう環境にない、そのような次元の会社ではない
  - ・女性職員が少ないため
  - ・コストに合わない
  - ・社員(女性)の管理職になることへの意識づけが難しい
  - ・幹部候補の女性を採用している
  - ・内容は理解しているが現状で必要性を感じていない
  - ・取り決めはないが現実として高齢障害の雇用も実施している

設問 25. 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれているか

\* 年々増加。9割強が実施済、実施中である。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	76.8	82.3	92.9	23.2	17.7	7.1

設問 26. 直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施しているか

\* 7割弱で実施、実施中であるが、引き続きの改善が望まれる。

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	60.9	66.7	69.1	39.1	33.3	30.9

設問 27. 2019年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施したか

	実施済・実施中			未実施		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
発注側の立場	—	—	92.9	—	—	7.1
受注側の立場	—	—	87.8	—	—	12.2

設問 28. 2019年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目

\* 発注者側では全ての項目が6割前後で反映しているが、受注者側では3割程度に留まっている。受注側で反映できなかった理由では「発注者と協議したが、転嫁が行えなかった」が6割を占める。

発注側の立場	概ね反映できた			一部反映できた・反映できなかった		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
(1) 取引先の寄与度を考慮した原価低減活動の効果	50.4	28.1	58.4	49.6	71.9	41.6
(2) 労務費の変動	52.4	53.4	64.6	47.6	46.6	35.4
(3) 原材料価格の変動	46.7	53.9	60.1	53.3	46.1	39.9
(4) エネルギー(電気燃料)価格の変動	44.8	49.5	58.6	55.2	50.5	41.4
平均	48.3	45.2	60.4	51.7	54.8	39.6

受注側の立場	概ね反映できた			一部反映できた・反映できなかった		
	2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年
(1)取引先の寄与度を考慮した原価低減活動の効果	29.0	30.1	33.0	71.0	69.9	67.0
(2)労務費の変動	27.3	28.3	32.7	72.7	71.7	67.3
(3)原材料価格の変動	26.3	29.8	33.6	73.7	70.2	66.4
(4)エネルギー(電気・燃料)価格の変動	24.8	27.7	32.0	75.2	72.3	68.0
平均	26.9	29.2	32.9	73.1	70.8	67.1

設問 29. 設問 28.で「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」主な理由 【(1)を除く】

発注側の立場	受注者と協議したが、転嫁が行えなかった。	受注者から要請されたが協議に応じなかった。	受注者から要請されなかった。	その他	合計
(2)労務費の変動	46.1	4.7	40.6	8.6	100.0
(3)原材料価格の変動	52.0	3.2	32.8	12.0	100.0
(4)エネルギー(電気・燃料)価格の変動	48.0	1.6	38.4	12.0	100.0

受注側の立場	発注者と協議したが、転嫁が行えなかった。	発注者から要請されたが協議に応じなかった。	発注者から要請されなかった。	その他	合計
(2)労務費の変動	61.3	4.4	29.3	5.1	100.0
(3)原原材料価格の変動	55.8	4.7	21.5	18.1	100.0
(4)エネルギー(電気・燃料)価格の変動	55.1	5.4	30.6	8.8	100.0

設問 30. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題

\*「発注側」もしくは「受注側」の理解、「双方が納得できる根拠の取り方」の比率が高い。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
実行的なルールやマニュアルの策定、明確化	14.2	13.7	12.1
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	11.4	12.5	11.4
受注側企業の理解	20.4	18.6	19.9
受注側調達担当者等の知識の向上	11.1	12.1	12.9
受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	10.0	10.2	8.9
双方が納得できる根拠のとり方	22.7	20.7	23.0
第三者的な調整の仕組み	3.3	3.9	2.5
協議記録の保存	5.5	7.5	6.9
その他	1.5	0.7	0.6
課題無し	—	—	1.8
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：
- ・一方的に価格改定の FAX を送ってくるのが普通。こちらで受け入れるしかない。
  - ・共存共栄のコンセンサス、優越的地位乱用防止
  - ・情報変換と情報自身の信頼性など。
  - ・商品価格が上昇すれば何の問題もなくなる

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
実行的なルールやマニュアルの策定、明確化	11.8	15.3	10.8
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	9.9	13.0	9.8
発注側企業の理解	23.5	18.1	23.7
発注側調達担当者等の知識の向上	14.8	9.1	13.5
発注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	12.5	12.9	13.7
双方が納得できる根拠のとり方	17.7	19.8	16.7
第三者的な調整の仕組み	3.8	4.7	3.5
協議記録の保存	4.8	6.2	5.9
その他	1.2	0.9	1.1
課題無し	—	—	1.3
合計	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：
- ・支払先の都合。昔からの慣習
  - ・発注者側の意向
  - ・既存取引先との取引開始時の条件を変更するのは簡単ではない
  - ・申し入れはしているが、対応されない

設問 31. 下請代金の手形等での支払(受取)割合

\* 発注側では 6 割、受注側では 4 割が現金決済である。

発注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
全て現金払い	—	57.5	64.3
10%未満が手形	—	10.5	8.0
10～30%が手形	—	10.0	10.1
30～50%が手形	—	10.5	8.9
50%以上が手形	—	10.6	7.8
全て手形払い	—	1.0	0.8
合計	—	100.0	100.0

受注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
全て現金払い	42.5	37.1	40.7
10%未満が手形	10.4	12.3	10.3
10～30%が手形	17.0	19.9	18.8
30～50%が手形	13.3	14.0	15.3
50%以上が手形	14.7	15.6	13.2
全て手形払い	2.2	1.0	1.7
合計	100.0	100.0	100.0

設問 32. 下請代金を「すべて現金払い」に移行できない(しない)主な理由

\* 発注側、受注側とも「取引先が現金払いでない」のが主な理由

発注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
取引先からの支払いが現金払いでないため	—	55.3	68.3
上記以外の理由で現金払いにする資金調達が困難なため	—	24.3	10.4
その他	—	20.4	21.3
合計	—	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・取引先からの変更要請がないため  
 ・従来やり方で、了解を得ている  
 ・先方希望



受注側の立場	2017年	2018年	2019年
発注者の取引先からの支払いが現金払いでないため	—	67.9	75.1
上記以外の理由で現金払いにする資金調達が困難なため	—	20.3	10.8
その他	—	11.8	14.1
合計	—	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・発注者側のルール  
 ・申し入れはしているが、対応されない  
 ・既存取引先との取引開始時の条件を変更するのは簡単ではない

設問 33. 下請代金を手形等で支払っている場合に、下請事業者に現金化にかかる割引料等のコストを勘案して額を決定しているか

\* 発注側の負担が増加し、受注側の負担が減少傾向にある。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ね勘案(概ね発注側負担)	52.7	42.0	54.9
一部勘案(一部発注側負担)	17.4	17.4	15.0
あまり勘案せず(概ね受注者側負担)	29.9	40.6	30.1
合計	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ね勘案(概ね発注側負担)	23.0	22.0	25.5
一部勘案(一部発注側負担)	17.1	16.1	20.6
あまり勘案せず(概ね受注者側負担)	59.9	61.8	53.8
合計	100.0	100.0	100.0

設問 34. 下請代金を手形で支払う場合のサイトについて

\* 発注側、受注側とも「90日以内」が多い。120日を超える長期手形は減少している。  
 総じてサイトの短縮化が進んでいる。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
30日(1ヶ月)以内	—	5.2	3.4
60日(2ヶ月)以内	—	17.5	16.8
90日(3ヶ月)以内	—	54.5	59.2
120日(4ヶ月)以内	—	14.6	14.0
120日(4ヶ月)超	—	8.2	6.7
合計	—	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
30日(1ヶ月)以内	4.0	3.4	2.4
60日(2ヶ月)以内	9.9	13.4	14.3
90日(3ヶ月)以内	35.8	41.8	47.1
120日(4ヶ月)以内	25.2	27.6	24.9
120日(4ヶ月)超	25.2	13.7	11.3
合計	100.0	100.0	100.0

設問 35. 設問 34 で「90日を超える」場合の主な理由

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
取引先からの支払いにおいて手形 サイトが90日以内でないため	—	64.4	66.9
財政面での対応が困難なため	—	21.9	13.2
その他	—	13.7	18.9
合計	—	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・現金払いに移行中の為  
 ・地域の慣例的な取引となっているため

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
発注者の取引先からの支払いに おいて手形サイトが90日以内で ないため	—	72.3	73.4
財政面での対応が困難なため	—	19.1	16.4
その他	—	8.7	10.2
合計	—	100.0	100.0

その他項目例：  
 ・下請代金法の適用外のため  
 ・既存取引先との取引開始時の条件を変更するのは簡単ではない  
 ・昔からの慣習

設問 36. 大企業間の取引において代金を手形で支払っている(支払われている)割合

\* 発注側、受注側ともに「全て現金払い」が半数近い。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
全て現金払い	—	—	49.1
10%未満が手形	—	—	14.2
10～30%が手形	—	—	7.5
30～50%が手形	—	—	8.5
50%以上が手形	—	—	15.1
全て手形払い	—	—	5.7
合計	—	—	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
全て現金払い	—	—	42.9
10%未満が手形	—	—	15.4
10～30%が手形	—	—	15.4
30～50%が手形	—	—	12.1
50%以上が手形	—	—	9.9
全て手形払い	—	—	4.4
合計	—	—	100.0

設問 37. 大企業間取引において代金を手形等で支払っている場合に、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して額を決定しているか

\* 発注側、受注側とも4割程度が「概ね発注側負担」となっている。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ね発注側負担	—	—	42.6
一部発注側負担	—	—	13.1
概ね受注者側負担	—	—	44.3
合計	—	—	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ね発注側負担	—	—	40.7
一部発注側負担	—	—	13.6
概ね受注者側負担	—	—	45.8
合計	—	—	100.0

設問 38. 大企業間取引において代金を手形等で支払っている場合の手形のサイト

\* 発注側、受注側ともに「90 日以内」が 6 割以上であるが、90 日を超えるサイトも3割強存在。

発注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
30 日(1 ヶ月)以内	—	—	3.2
60 日(2 ヶ月)以内	—	—	19.0
90 日(3 ヶ月)以内	—	—	42.9
120 日(4 ヶ月)以内	—	—	25.4
120 日(4 ヶ月)超	—	—	9.5
合計	—	—	100.0

受注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
30 日(1 ヶ月)以内	—	—	1.8
60 日(2 ヶ月)以内	—	—	17.5
90 日(3 ヶ月)以内	—	—	47.4
120 日(4 ヶ月)以内	—	—	26.3
120 日(4 ヶ月)超	—	—	7.0
合計	—	—	100.0

設問 39. 取引先と、サプライチェーン各工程における稼働率、生産性、付加価値、消費者に対する正価の信頼性の維持向上に向けて取り組んでいること

\* 発注側、受注側ともに定期的な「取引先との面談機会の確保」

「事業所・工場への訪問」が合わせて全体の 8 割以上を占めている。

発注側の立場	2017 年	2018 年	2019 年
定期的な取引先との面談機会の確保	—	46.6	43.4
定期的な取引先の事業所・工場への訪問	—	34.8	37.1
生産性向上に関する社内研究会の開催	—	8.6	10.6
取引先と連携した人材の派遣	—	3.8	3.3
取引先からの事業承継支援	—	5.0	5.1
その他	—	1.3	0.6
取り組み無し	—	—	6.9
合計	—	100.0	100.0

その他項目例: ・グローバルでは親が生き残るのに必死で善意的な取組はなし  
・その都度話をしている

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
定期的な取引先との面談機会の確保	47.2	51.0	50.3
定期的な取引先の事業所・工場への訪問	29.2	30.8	32.8
生産性向上に関する社内研究会の開催	11.9	9.7	12.2
取引先と連携した人材の派遣	4.3	3.6	2.3
取引先からの事業承継支援	4.3	3.6	2.1
その他	3.2	1.2	0.3
取り組み無し	—	—	9.7
合計	100.0	100.0	100.0

その他項目例： ・他商品との抱き合わせで実質赤字となっている商品について値上げ交渉及び  
取りやめを協議している

## 【以下 働き方改革・天災などへの対応】

### 設問 40. 働き方改革の受注側への影響、発注側からの影響について

\*「特に影響はない」が発注側では7割であるが、受注側では4割程度。

「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加」が合わせて発注側では  
2割であるが、受注側では4割である。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
特に影響はない	—	—	68.7
急な対応の依頼が増加	—	—	8.2
短納期での発注の増加	—	—	11.1
検収の遅れ	—	—	4.1
支払い決済処理のズレによる入金遅れ	—	—	2.7
従業員派遣を要請	—	—	0.6
発注業務の拡大・営業時間の延長	—	—	3.3
その他	—	—	1.2
合計	—	—	100.0

その他項目例： ・発注が1日ずれる場合がある

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
特に影響はない	—	—	41.8
急な対応の依頼が増加	—	—	18.4
短納期での発注の増加	—	—	22.1
検収の遅れ	—	—	6.4
支払い決済処理のズレによる入金遅れ	—	—	2.7
従業員派遣を要請	—	—	0.8
発注業務の拡大・営業時間の延長	—	—	6.8
その他	—	—	1.0
合計	—	—	100.0

その他項目例： ・低工賃

- ・製品出荷のためのトラック便が希望の日程で取れないことが増加した
- ・受注量が少なくて常時空台がある
- ・従業員が増え、コストが増加。価格に転嫁できず
- ・連休明けの出荷量が著しく集中しやすい
- ・諸々の確認作業の遅れで納期がタイトになる

設問 41. 発注側企業の働き方改革の結果、短納期発注、急な仕様変更が発生した場合に適正コストを発注側企業が負担したか

\* 発注側の方が「概ねできた」の割合が、受注側では「あまりできなかった」の割合が多い。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ねできた	—	—	32.8
一部出来た	—	—	11.0
あまりできなかった	—	—	14.0
該当なし	—	—	42.3
合計	—	—	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年
概ねできた	—	—	20.0
一部出来た	—	—	15.9
あまりできなかった	—	—	27.8
該当なし	—	—	36.3
合計	—	—	100.0

設問 42. 天災等への事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めているか

\*「未実施」が5割。「未実施」の理由の8割が「実施のための具体的手法が不明」である。

	2017年	2018年	2019年
実施済み	—	—	20.1
実施中	—	—	28.4
未実施	—	—	51.5
合計	—	—	100.0

設問 43. 設問 42 で未実施の理由

	当てはまる	当てはまらない	合計
必要性を感じないから	50.2	49.8	100.0
実施のための具体的手法が不明	78.2	21.8	100.0

(設問43 その他自由記載)

- ・地震等の災害時の従業員の安全確保については、おおむね対応済み。
- 但し、大型災害時のサプライチェーンを含めた事業継続プランの策定には苦勞している状況
- ・BCPとBCMの意味がわからない(多数)
- ・少人数・小規模の工場なので臨機応変に対応する
- ・そういったことを行う余裕がない
- ・実施に回せる資金の余裕がないため昨今の気候異常には危惧している。
- ・保険でカバーすることしか出来ない。短納期商品については最初の段階で工賃に上乗せしている。
- ・費用が捻出出来ない為
- ・必要なのか不要なのか判断がつかない為
- ・日常業務で手が回らない